

# 要 望 書

銚子連絡道路は、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）などの高規格幹線道路等と一体となって、千葉県山武・東総地域と首都圏を結び、広域的な交流・連携の強化により、地域経済の活性化や発展に欠かせない重要な地域高規格道路であります。

圏央道については、全線の約9割が開通し、周辺地域では物流拠点施設や商業施設の立地及び観光客数の増加など、生産性の向上により地域経済に好循環をもたらすストック効果が発現しています。

山武・東総地域へもこれらの経済効果を波及させると共に、海と緑の豊かな自然環境から育まれる新鮮で安心安全な農水産物を首都圏へいち早く供給するための輸送手段として、また、災害時等における緊急搬送路の確保を図るためにも銚子連絡道路の一日も早い完成が必要であります。

現在、横芝光町から匝瑳市間の5 kmについては、早期の供用開始に向けて事業が進められており、旭市から銚子市間の旭市側3 kmについても部分開通を目指し事業が進められている状況であります。

このような中、未だ不足する道路ネットワークの整備促進を図る上で、道路予算の安定的な確保が必要であり、平成29年度で期限を迎える「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置（道路財特法）」を今後も継続維持することが重要であります。

そこで、私ども「山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会」は、銚子連絡道路の早期整備の促進に関し、下記のとおり要望いたします。

- 1 横芝光町から匝瑳市間について、事業を促進し早期の開通を図ること。
- 1 旭市から銚子市間について、地域高規格道路として、一層の事業促進を図ること。
- 1 匝瑳市から旭市間について、早期に調査を完了し事業化を図ること。
- 1 道路予算全体を増額するとともに、道路財特法の特別措置を平成30年度以降も継続すること。